

### 秋田県条例第三十三号

秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例及びスポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例の一部改正)

第一条 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第一条第五項第二号(一)中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号中(九)を(十)とし、(五)から(八)までを(六)から(九)までとし、(四)の次に次のように加える。

(五) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

(スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正)

第二条 スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成二十一年秋田県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。